

# 笠間市第 3 期障害者計画・第 5 期障害福祉計画

## 第 1 期障害児福祉計画の策定について

### 1. はじめに

平成 23 年度に策定された「笠間市第 2 期障害者計画」及び平成 26 年度に策定された「笠間市第 4 期障害福祉計画」に関し、計画期間が平成 29 年度で満了となるため、後継計画として「笠間市第 3 期障害者計画・第 5 期障害福祉計画」を、新たに策定が義務付けられた「第 1 期障害児福祉計画」と一体的に策定します。

### 2. 計画の位置付け等

「障害者計画」は障害者基本法、「障害福祉計画」は障害者総合支援法、「障害児福祉計画」は児童福祉法により、それぞれ次の通り位置付けられています。

#### 障害者計画

##### ■ 障害者基本法第 11 条第 3 項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「**市町村障害者計画**」という。）を策定しなければならない。

#### 障害福祉計画

##### ■ 障害者総合支援法第 88 条第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「**市町村障害福祉計画**」という。）を定めるものとする。

#### 障害児福祉計画

##### ■ 児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項（平成 30 年度施行）

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「**市町村障害児福祉計画**」という。）を定めるものとする。

## ■ 児童福祉法第 33 条の 20 第 6 項（平成 30 年度施行）

市町村障害児福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

### 3. 計画の策定体制等

#### ■ 障害者基本法第 11 条第 6 項

市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、第三十六条第四項の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては障害者その他の関係者の意見を聴かなければならない。

【参考】障害者基本法第三十六条第四項

- 4 市町村（指定都市を除く。）は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。
  - 一 市町村障害者計画に関し、第十一条第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
  - 二 当該市町村における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
  - 三 当該市町村における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

#### ■ 障害者総合支援法第 88 条第 10 項

障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、**当該機関**の意見を聴かなければならない。



笠間市障害福祉計画策定委員会

#### ■ 障害者総合支援法第 88 条第 9 項

市町村は、障害者総合支援法第八十九条の三第一項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、**協議会**の意見を聴くよう努めなければならない。



笠間市障害者地域自立支援協議会

## 4. 計画の内容

### 障害者計画

- 笠間市における障害者のための施策に関する基本的な方向を示す計画です。国の障害者基本計画や茨城県障害者計画（新しいばらき障害者プラン）との整合を図りつつ、作成します。なお、必須項目や努力義務の項目の規定はありません。また、計画の期間は任意となっています。

### 障害福祉計画

#### ■ 必須事項

- 障害福祉サービス・相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 計画の期間は3年間

#### ■ 努力義務事項

- 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込み量の確保のための方策
- 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

### 障害児福祉計画

#### ■ 必須事項

- 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

#### ■ 努力義務事項

- 指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量確保のための方策
- 指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

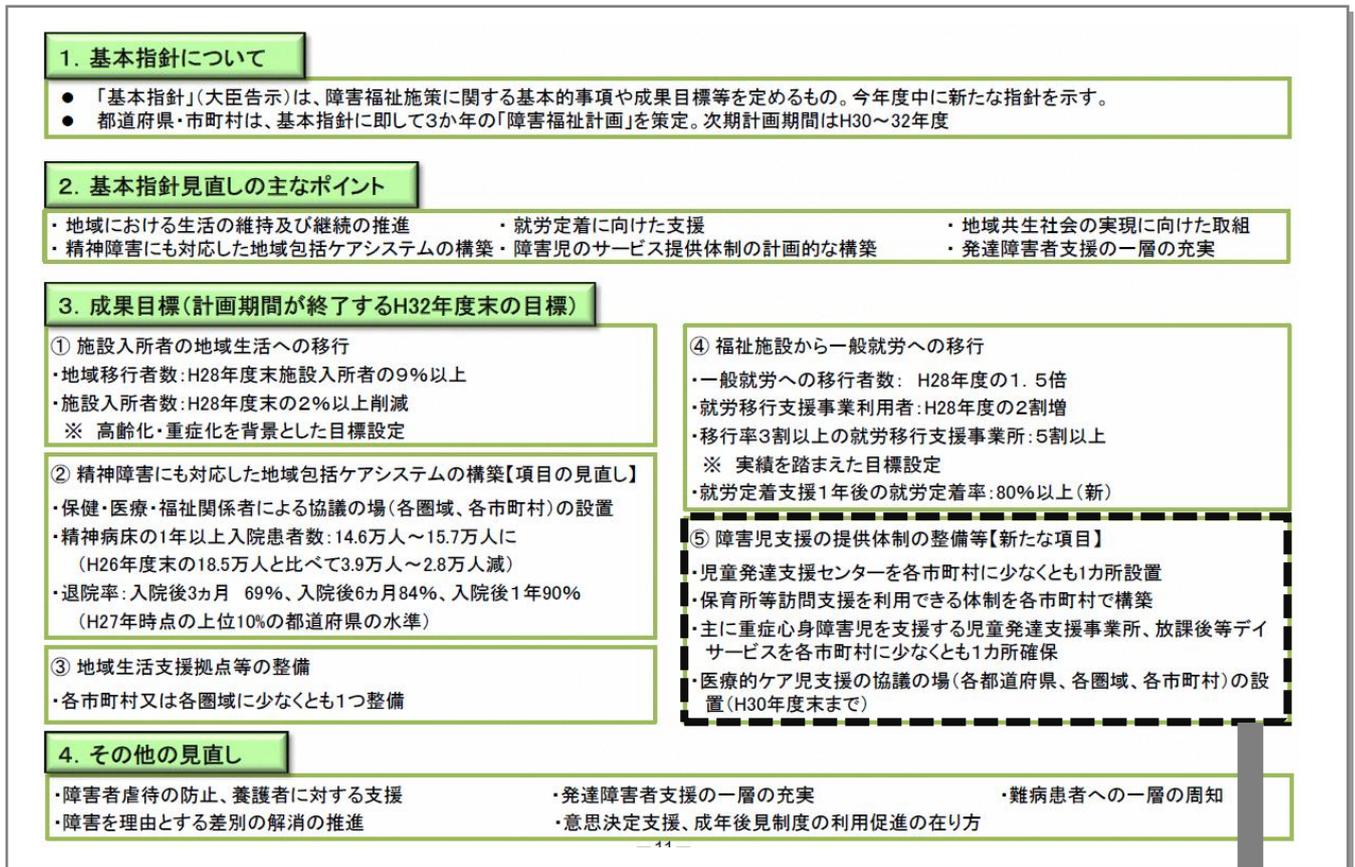
#### ■ その他の規定・事項

- 市町村障害児福祉計画は、当該市町村の区域における障害児の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない（児童福祉法第33条の20第4項）

- 市町村は、当該市町村の区域における障害児の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害児福祉計画を作成するよう努めるものとする。（児童福祉法第33条の20第5項）

## 5. 第5期障害福祉計画策定に係る国の基本指針の見直しについて

第5期障害福祉計画の策定に際し、国からは以下の指針が示されています。



資料：全国厚生労働関係部局長会議（厚生分科会）平成29年1月20日

障害児福祉計画に係る内容